

PDと研究推進法人との関係に関連する主な規定

1. 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（平成26年5月23日 ガバニングボード決定、令和4年3月31日改正）（抜粋）

2. プログラムディレクター（以下「PD」という。）

○PDは内閣府の非常勤職員とする。

○PDの任期は3年とする。再任を妨げない。

○PDの採用は、原則公募による。

○PDは、基本方針に定めるもののほか、次に掲げることを任務とする。

一 担当する課題の研究開発計画を取りまとめる。

二 担当する課題中の研究テーマの予算配分を決定する。

三 担当する課題のサブPD（3. 参照）、戦略C（4. 参照）及び研究責任者等（7. 参照）を監督・指導する。

四 担当する課題の研究推進法人に対して当該課題の推進に必要な業務の遂行を要請する。

五 担当する課題中の研究テーマ及び研究実施体制の改廃を行う。

六 担当する課題の推進委員会の議事をつかさどる。

七 その他、担当する課題の推進に必要な事項を行う。

○PDに事故又は欠員が生じたときは、次のPDが決定される間、あらかじめPDが指名するサブPDがその任務を代行する。

7. 実施体制

(1) 研究推進法人の活用

○内閣府及び関係省庁は、予算執行上の事務手続きについて、原則、課題ごとに一の独立行政法人（以下「研究推進法人」という。）において、実施するものとする。なお、やむを得ず研究推進法人によらず予算執行する場合には、あらかじめ内閣府に相談しなければならない。

○内閣府は、課題の内容と独立行政法人の業務内容について検討し研究推進法人を決定する。なお、研究開発計画の変更等に伴い研究推進法人を変更する場合においても同様の扱いとする。

○研究推進法人は、研究開発計画に沿って、次に掲げる事務を行う。

一 研究責任者の公募

二 研究責任者との契約の締結

三 資金の管理

四 課題の進捗管理

五 自己点検及び専門的観点からの技術評価（ピアレビュー）の実施

六 成果等の広報・情報提供（SIPシンポジウムへの対応も含む。）

七 知財委員会（8.（1）参照）等、知財に関する事項

八 PDによる課題の遂行を支援するために必要な者の雇用（なお、研究推進法人は、

課題を実施するために必要があると認められる場合には、当該法人内の職位にて、内閣府が委嘱したサブPD又は戦略Cを委嘱又は雇用することができる。）

九 関連する調査・分析

十 その他、担当する課題を推進するためにPD及び内閣府が必要と認める事項

○研究推進法人は、研究責任者との契約上の責任を負う。

○研究推進法人自らがSIPの事業費を用いて研究を行う場合においては、研究推進法人自らが行う研究が有効かつ適切なものとなるよう、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理等の観点から、研究推進法人において適切な内部管理体制を整備する。

(2) (略)

(3) 利益相反

○研究責任者等の選定に当たり、PDが所属する組織（企業、大学、国研等）への直接的・間接的な資金配分の可能性がある場合には、PDは当該選考に加わってはならない。

○上記の選考の結果、PDが所属する組織に資金配分が行われる場合には、PDは内閣府とともに当該組織への資金配分が事業推進上必要不可欠であることを確認したうえで、採択前に資金配分計画の詳細とともにその必要性をガバニングボードで説明し、承認を求める。なお、研究責任者等の選定の前にサブPDが決まっている場合についても、PDの場合と同様の手続きを経ることとする。

○研究責任者等の選定に係る情報が事前に明らかになることを防止する観点から、ガバニングボードでの審議は非公開で行う。ただし、内閣府は、研究責任者等の選定の結果が研究推進法人等から公表された後に、当該ガバニングボードの議事録を公開する。

2. 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2～4 （略）

（役員欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となること
ができない。

（役員兼職禁止）

第五十條の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（国立研究開発法人への準用）

第五十條の十一 第五十條の二から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第五十條の四第二項第四号中「第三十二條第一項」とあるのは「第三十五條の六第一項」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、同項第五号中「第三十五條第一項」とあるのは「第三十五條の七第一項」と読み替えるものとする。

3. 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）（抜粋）

（利害関係者）

第二条 この政令において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長（法第五条第三項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が訓令（同項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の長が規則（法第五条第四項に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

- 一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（法第二条第五項に規定する事業者等及び同条第六項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同条第六項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 二 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 三 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- 四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- 五 行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導をいう。）をする事務
当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- 六 内閣府、デジタル庁又は各省が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等
- 七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する行政執行法人の業務に係る契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、

これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十八条第一項の規定による必要な調整に関する事務 当該調整を受ける国の機関

九 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定若しくは改定に関する事務若しくは当該設定若しくは改定に係る同項に規定する意見を述べることにに関する事務又は同条第二項の規定による職務の級の定数の設定若しくは改定に関する事務 これらの設定又は改定を受ける国の機関

十 内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第十四号の規定による定員の設置、増減及び廃止に関する審査に関する事務 当該審査を受ける国の機関

2・3 （略）